

【兒童厚生施設等整備費関係】

[児童厚生施設等整備費関係]

(1) 児童厚生施設等整備費の国庫補助について

平成19年度における児童館、児童センター及び放課後児童クラブに係る国庫補助協議及び整備方針等については、平成19年3月14日付け雇児育発第0314003号育成環境課長通知（100頁参照）を先般発出したところであり、本整備方針等を踏まえ、管内市町村等と十分調整を図ったうえ、積極的な対応を図るようよろしくお願いしたい。

特に、「放課後子どもプラン」が小学校内での実施を基本としていることから、放課後児童クラブの新たな整備を行う場合、余裕教室がない又はあっても他に転用されていて活用できない地域では、校庭等の敷地内に整備を図ることが必要と考えられる。この場合、本整備費の優先採択事項とするので、積極的に活用し、必要な小学校区への設置促進に努めていただきたい。

また、放課後児童クラブの運営面での向上を図るため、71人以上の大規模クラブについては、本整備費において、来年度協議から対象外とすることとしているので、協議に当たっては十分留意されたい。なお、1クラブ当たり71人以上の大規模クラブの設置計画がある都道府県等におかれては、1クラブ当たり70人以下になるよう分割して、2クラブ分又は3クラブ分などとして協議されるよう調整を図られたい。

なお、分割等に関する取扱いについては、「放課後子どもプラン」疑義回答（別冊）を参照いただきたい。

(2) 中核市への大都市特例の適用について

児童厚生施設等整備費については、平成19年度から、地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市を指定都市と同様の取扱いとする制度見直し（中核市への大都市特例の適用）を行うこととしているので、中核市におかれては、事前協議や交付申請等の手続において、国に直接、書類等提出いただくことになるので、対応方よろしくお願いしたい。

なお、総務省には、当該事業における地方交付税の補助うら分の付け替え（道府県分→市町村分）を要望しているところであるので、念のため申し添える。

各 都道府県
指 定 都 市
中 核 市 民生主管部（局）長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課長

平成19年度児童厚生施設等整備費の国庫補助に係る協議等について

標記については、「児童厚生施設整備費の国庫補助について」（昭和61年5月15日厚生省発児第107号厚生事務次官通知）により行っているところであるが、平成19年度整備事業の協議に当たっては、下記の事項に留意の上、別紙様式の整備計画協議書を提出されたい。

記

1. 平成19年度改正内容について

- (1) 国庫補助基準単価について、公共工事コスト縮減の実績や建設単価の動向等を総合的に勘案し、対前年度1.7%減の単価改定を行うこととし、改定後の国庫補助基準単価は、別紙のとおりであること。
なお、平成19年度においても、前年度からの継続事業にかかる補助基準単価については、前年度の国庫補助基準単価を適用して差し支えないので留意されたい。
- (2) 地域の実情に応じた事業実施を可能とするため、中核市に大都市特例を適用し、指定都市と同様の取扱いとすること。
- (3) 『「放課後子どもプラン」の推進について』（平成19年3月14日18文科生第531号・雇児発第0314003号）を踏まえ、放課後児童クラブ室の整備方針の見直しを行うこと。

2. 19年度基本的整備方針について

(1) 小型児童館、児童センターの基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や地域における児童館等の役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 未設置市町村における創設整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 他の社会福祉施設等との合築等の複合的整備
- ③ 施設の耐震化を促進する等、利用者等の安全性を確保する観点から、建設後の経過年数及び老朽度を重視した老朽施設の改築、大規模修繕等の整備
- ④ 地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転改築整備
- ⑤ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑥ 開館日及び開館時間帯が、乳幼児、年長児童等を含む利用者の需要に応じ、適切かつ柔軟に設定されていること。
- ⑦ 地域の子育て支援に資するため、親と子の交流スペースや相談室を設置し、子育て家庭支援体制の充実を図ること。
- ⑧ 放課後児童健全育成事業を実施するための放課後児童クラブ室を設置すること。
- ⑨ 児童の健全育成に寄与することを目的とした地域組織（母親クラブ等）による活動を積極的に実施すること。
- ⑩ 中・高校生等の受入れの積極的な推進を図るため、年長児童用設備整備の促進及び中・高校生等の活動のための創作活動室の設置を図ること。
- ⑪ 異年齢児交流など地域との交流に資するためのスペースの確保を図ること。

(2) 放課後児童クラブ室（単独設置分）の基本的整備方針

限られた財源を効率的かつ有効な活用や放課後児童クラブの役割を十分考慮する等の観点から、次のような整備を優先的に採択するものとする。

- ① 「放課後子どもプラン」に基づき、未設置市町村における整備や都道府県、市町村が計画的に行う創設整備
- ② 小学校の敷地（校庭等）内に整備を図るもの
- ③ 他の社会福祉施設等（児童厚生施設を除く）との合築等の複合的整備
- ④ 木材利用の積極的活用を図るもの
- ⑤ 学校の長期休暇等や開設時間を考慮して、適切な開所が設定されている施設
- ⑥ 障害児の受け入れを積極的に行う施設
- ⑦ 近隣の児童館等との連携を図るなど、工夫を行う施設

なお、1クラブ当たりの児童数が71人以上となる施設については、国庫補助の対象外とするので、当該施設を既に計画している場合には、2クラブ分又は3クラブ分（1クラブ当たりの児童数が70人以下）などとして協議されたい。

3. 大規模修繕について

大規模修繕を行う際の対象事業、補助基準等については、「児童厚生施設整備における大規模修繕等の取扱いについて」（平成6年6月23日児発第608号厚生省児童家庭局長通知）によるものであるが、耐震化のための補強工事を行う場合も補助対象となるものであること。

4. 整備計画協議書について

整備計画協議書については、別紙様式1～8のとおりとする。

なお、様式8については、平成19年度国庫補助協議の有無に関わらず、提出をお願いします。

5. 協議対象施設の選定について

2の基本的整備方針、「社会福祉法人の認可について（平成12年12月1日障第890号、社援第2618号、老発第794号、児発第908号）」、「社会福祉法人の認可等の適正化並びに社会福祉法人及び社会福祉施設に対する指導監督の徹底について（平成13年7月23日雇児発第488号、社援発第1275号、老発第274号）」等を踏まえ、協議対象施設を選定されたい。

① 選定基準

次の基準に照らして十分な審査を行った上で、協議対象施設を選定されたい。

ア 実態把握に基づく施設整備計画

施設の必要性の調査など実態を的確に把握し、中長期的視点から真に必要性が認められ、かつ施設整備の目的、計画等が具体的であること。

イ 関係市町村との調整

都道府県においては、市町村長の意見を聴取するなど関係市町村との調整が十分行われていること。

なお、新たに施設を創設する整備については、建設予定地の属する市町村長の意見書が添付されていること。

ウ 用地確保状況の把握

契約書等の権利関係を示す客観的資料により建設用地の確保が確実であること。

エ 社会福祉法人の適格性

社会福祉法人が設置する施設においては、社会福祉法人の役員構成、資金計画等が適正で、施設整備はもとより健全で安定した法人運営が可能であること。

オ 民間補助金との調整

協議施設が民間補助金の申請と重複しないこと。

② 選定手続き

ア 審査及び公表

(ア) 国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、協議基準との整合性について、施設整備担当以外の部局等を加えた合議制による審査を経て決定すること。

(イ) 国庫補助協議を行う施設については、各都道府県市において公表すること。

公表は、設置主体（市町村又は社会福祉法人等）の名称及び事業計画（施設、施設種別、定員、工事区分）について行うこと。

なお、法人設立を伴う場合は、設置主体の名称は設立準備委員会の名称とし、役員就任予定者も公表すること。

また、設置主体と運営主体が異なる場合は、運営主体の名称も公表すること。

イ 社会福祉法人の審査

(ア) 法人審査に当たっては、法人認可担当、施設整備担当以外の部局を加えた内部牽制機能を確保した合議制により、審査を行うこと。

(イ) 法人の設立認可を伴うものについては、施設整備の必要性とは別の観点に立って、健全で安定した法人運営が確保されるものであるか否か厳格な審査を行うこと。

特に、同一人物が複数の法人を設立する場合等の審査については、新たに法人を設立する必要性、資金計画の妥当性等十分な審査を行うこと。

(ウ) 既設法人については、当該法人の指導監督を担当する部局（他の都道府県市に係るものを含む。）に対し、従前の監査結果、それに基づく意見等を求めるなど、当該施設を設置する適格性について、法人の設立と同様、厳格な審査を行うこと。

ウ 並行審査

社会福祉法人の設立を伴う国庫補助協議については、各都道府県市が行う法人審査及び独立行政法人福祉医療機構が行う融資審査と並行して審査を行うこととしている。

このため、各都道府県市が行う法人審査において問題が認められた場合又は独立行政法人福祉医療機構の融資審査段階で担保・保証人、償還財源等について問題が認められた場合は、内示を行わないこととしているので十分留意されたい。

なお、独立行政法人福祉医療機構融資の取り扱いについては、別途、通知することとしている。

6 その他の留意事項

- (1) 社会福祉法人からの不誠実な申請等により施設整備費補助金を過大に受給するという事件が発生していることに鑑み、法人役員の構成、資金計画等が適正であるか、建設費等が過大に積算されていないか等についての、厳密な審査を行われたいこと。
- (2) 国庫補助協議施設の整備計画が2か年にわたる事業の場合は全体計画と当該年度計画について、また、他の施設と合築を行う場合は全体計画と当該整備計画について協議されたい。
- (3) 整備計画協議書の内容についての変更は、特段の事情がない場合、認めないので、十分精査の上、協議されたい。

7. 協議書の提出等について

別紙様式による整備計画協議書の提出については、平成19年3月19日(月) **必着**とし、ヒアリングについては引き続き行わない予定である。

なお、都道府県、指定都市及び中核市において、特に当方に対してのヒアリングが必要と思われる事業がある場合は、下記に連絡の上、別途、日程調整を行われたい。

連絡先

雇用均等・児童家庭局

育成環境課 予算係 竹中、中西

TEL 03-5253-1111 (内7907)

FAX 03-3595-2672

(別紙)

平成19年度 児童厚生施設等整備補助基準額等

〈創設・改築施設整備国庫補助基準単価〉

種 別		基準額	
小型児童館	クラブ室設置	33,093 千円	
	クラブ室未設置	29,112 千円	
都市部で児童館用地の取得が困難と認められる場合等 (163.2㎡以上)		21,833 千円	
児童センター	クラブ室設置	48,847 千円	
	クラブ室未設置	44,866 千円	
大型児童センター	クラブ室設置	66,497 千円	
	クラブ室未設置	62,516 千円	
大型児童館A型	1㎡当たり	356,800 円	
大型児童館B型		535,414 千円	
初度設備相当加算	児童館・児童センター	初度設備相当加算	2,469 千円
		年長児童用加算	1,993 千円
	大型児童センター		4,462 千円
	大型児童館		100,389 千円
年長児童用加算		4,462 千円	
移動型児童館用車両整備加算(大型児童館)		3,682 千円	

〈拡張施設整備国庫補助基準単価〉

拡張単価	1㎡当たり	124,900 円
------	-------	-----------

〈放課後児童クラブ室(単独設置分)創設施設整備国庫補助基準単価〉

放課後児童クラブ室(単独設置分)	12,500 千円
------------------	-----------

児童厚生施設等整備費協議総括表

都道府県（市）名

（単位：千円）

施設種別	市町村名等	施設整備		備考
		整備区分	協議額	
小型児童館				
	小計	か所		
児童センター				
	小計	か所		
児童大型センター				
児童館大型				
放課後児童クラブ （単独設置分）				
	小計	か所		
合計		か所		

※備考欄に次の事項について表示する困難と認められる小型児童館を整備する場合には、「小」
 (1) 都市部で児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (2) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (3) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」
 (4) 児童館用地の取得が困難な場合は、「小」

とを合算して活用促進を図る場合は、「既」と附記し、社会福祉施設整備費の協議書の写しを添付されたい。

平成19年度小型児童館・児童センター・大型児童センター整備計画協議書

優先順位	位/件	都道府県(市)名	
施設種別	1. 小型児童館 2. 児童センター 3. 大型児童センター	施設名	
施設建設地		工事区分	1. 創設 2. 改築 3. 拡張 4. 大規模修繕
設置主体		経営主体	継続・複合 継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等	事業費の内訳	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高	
	構造 RC・B・W 他()		千円	千円	千円	千円	平成18年度	%	
	_____階建		整備費					平成19年度	%
	建築面積 _____m ²		初度設備 相当加算					平成20年度	%
	延床面積 _____m ²		年長児童 用加算					計	100%
	放課後児童クラブ室 *再掲 _____m ²		合計					改築の場合の老朽度・現存率	
	創作活動室 *再掲 _____m ²		総事業費 ()					_____点・%	
	相談室 *再掲 _____m ²		<寄附金等> < >					改築に伴う財産処分の有無 有・無	
	静養室 *再掲 _____m ²		対象経費の 実支出(予定)額					大規模修繕の場合の見積金額	
	既存施設の状況		初度設備 相当加算	品目	対象経費の 実支出(予定)額	千円	整備状況		
建築年度 _____年度					1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()				
構造 RC・B・W 他()									
延床面積 _____m ²									
国庫補助 有・無									
② 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					合計	
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	計		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	
都道府県(市)の予算措置状況			当初・補正(月)	設置市町村の予算措置状況			当初・補正(月)		

設 置 地 域 の 状 況 等	③ 市町村整備方針													
	地域の状況													
	整備理由													
	地元同意の状況													
	児童等の状況	区分	人口	世帯数	児 童 数 の 状 況									合 計 (18才未満児童数)
					就学前児童 (うち保育所 入所児童)	小 学 生		中学生	高校生	その他				
		1~3年 (うち放課後児童数)	4~6年	計										
	市町村 全 体	人	世帯	() 人	()	人	人	人	人	人	人	人		
	設 置 地 域			()	()									
	関連施設等の状況	区分	児童館	児童センター	保育所	幼稚園	小学校	中学校	公民館	隣保館	母親クラブ	児童クラブ		
市町村 全 体		か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所		
設 置 地 域														
④ 運 営	児童厚生員の配置		利用予定人員				開館時間			開館日数				
	常勤職員 人		任意利用児童数 人				平日 ~ (時間)			年間				
	非常勤職員・嘱託等職員 人		放課後児童 人				土曜日 ~ (時間)			日				
⑤ 用 地 の 状 況	用 地 の 確 保		・自己所有地 m ²		・公社等所有地 m ²		・民有地 m ²		計 m ²					
	民有地確保の進捗状況													
	立地条件													
	財 源	千円	一 般 財 源		特 別 地 方 債		そ の 他		予 算 措 置					
千円			千円		千円		・有 ・無 (対応:)							
⑥ 複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施設名	延面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先		補助事業名						
	児童厚生施設		m ²	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課		児童厚生施設等整備費						
				()										
				()										
	計			()										
共用する設備(室名)														

〔活用計画等〕

1. 放課後児童健全育成事業 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 利用児童数（ ）人	未実施の理由
2. 開館時間の延長 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 （ ）の場合は、 : まで （ ）時間の延長	未実施の理由
3. 土日等の休日開館 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合 1か月（ ）日開館	未実施の理由
4. 健全育成の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
5. 子育て支援の拠点としての活用 ・ 実施 ・ 未実施	実施の場合の具体的な内容、実施回数等	未実施の理由
6. 単独施設整備の場合	平日（特に午前中）の活用計画	複合施設にしない理由

*実施・未実施のいずれかを○で囲むこと。

*上記の活用計画等は、当該児童厚生施設等整備費補助の採択の参考とするものであること。

- (添付資料)
1. 今回建設予定の建物の配置図、平面図（A4版・・・二つ折等可）
 2. 部屋別の用途を別紙にて添付のこと。
 3. 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
 4. 改築の場合には、老朽度調査表、写真
 5. 大規模修繕の場合には、修繕理由、概要（図面等添付）、見積書、写真
 6. 設備加算を協議する場合には、見積書を添付。

(記入要領)

1. 本協議書及び添付資料はA4版で提出すること。

2. 見出し欄

- (1) 継続とは、本体建物の工事期間が2か年度に渡ることをいい、継続事業の場合は有に、単年度事業の場合は、無に○を付すこと。
- (2) 複合とは、他の施設との合築による建物をいい、複合施設の場合は有に、単独施設の場合は無に○を付すこと。

3. ①事業費等欄

- (1) 面積は、小数点以下第2位まで表示すること。(第3位以下は切り捨て)
- (2) 金額欄の()内には、継続事業の場合の2か年度合計額を記入すること。
- (3) 施設整備費の国庫補助基準額、都道府県(指定都市・中核市)補助予定額、国庫補助基本額、要国庫補助額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上すること。
- (4) また、総事業費、対象経費の実支出(予定)額欄には、交付要綱の別紙(1)の各欄に該当する金額を計上することとし、< >には、寄附金その他の収入額を別掲すること。

4. ③設置地域の状況等欄

- (1) 市町村整備方針欄は、当該市町村における今後の児童厚生施設設置計画(小学校区に1館整備等)または計画検討の状況等を記入すること。
- (2) 地域の状況欄は、建設地域の特色及び各種地域特別法の区域指定状況等を記入すること。
- (3) 地元同意の状況等欄は、施設建設にあたり地元説明・同意の状況及び日照問題等の解決状況等を記入すること。

5. ⑤用地の状況欄

- (1) 民有地確保の進捗状況欄は、売買又は借地に係る同意書徴取の有無、仮契約締結の有無、本契約締結の予定時期等を記入すること。
- (2) 立地条件欄は、利用児童の利便性及び過去の災害発生状況等を記入すること。

6. ⑥複合施設の状況欄

- (1) 本欄には複合施設の場合のみ記入し、本件協議施設も含めて記入すること。
- (2) 延床面積欄の計は、建物全体の延床面積になること。
- (3) 工事費欄の()内には、継続事業の場合の2か年度合計額を記入すること。
- (4) 施設整備補助協議先欄は、各施設ごとに
 - (ア) 国庫補助事業の場合は当該省庁補助協議局名、
 - (イ) 都道府県補助事業(国庫補助なし)の場合は当該都道府県補助協議部課名、
 - (ウ) 市町村補助事業(国庫・県費補助なし)の場合は当該市町村補助協議部課名、を記入すること。
なお、いずれからも補助を受けない施設は空欄とすること。
- (5) 補助事業名欄は、施設整備補助協議先における補助事業名を記入すること。(いずれからも補助を受けない施設は空欄)

7. 活用計画等欄

- (1) 具体的、詳細に記入すること。(枠内に納まらない場合は、別紙として添付すること)
- (2) 開館時間の延長欄は、特定の曜日や特定の期間(夏休み等)または、特別な行事を行う日等には、通常の開館時間よりも延長を行う場合に記入すること。
- (3) 健全育成の拠点としての活用欄は、例えば、近隣の放課後児童クラブとの連携や母親クラブや子ども会等の地域組織活動の育成助長等を図るための活用、また、年長児童、特に中高校生を対象とした相談事業の実施などの活用状況(予定)を記入すること。
- (4) 子育て支援の拠点としての活用欄は、例えば、地域の保育所等との連携や子育て相談の実施などの活用状況(予定)を記入すること。

平成19年度 大型児童型整備計画協議書

			都道府県名		
施設種別	1. A型 2. B型	施設名	建設地市町村名		
経営主体		工事区分	1. 創設 2. 改築 3. 大規模修繕	継続・複合	継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等		事業費の内訳	整備区分	国庫補助基準額	国庫補助基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高	
	構造	RC・B・W 他() 階建			千円	千円	千円	平成18年度	%
	建築面積	_____m ²		整備費				平成19年度	%
	延床面積	_____m ²		初度設備相当加算				平成20年度	%
	研修室 *再掲	_____m ²		車両				計	100%
	展示室 *再掲	_____m ²		合計				改築の場合の老朽度・現存率	
	多目的ホール *再掲	_____m ²		総事業費	()			_____点・%	
	ギャラリー等			<寄附金等>	< >			改築に伴う財産処分の有無 有・無	
	既存施設の状況	建築年度 _____年度		対象経費の実支出(予定)額	()			大規模修繕の場合の見積金額	
	構造	RC・B・W 他()		初度設備相当加算				公的機関	千円
延床面積	_____m ²	品目	対象経費の実支出(予定)額	千円	整備状況				
国庫補助	有・無				1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()				
② 財源	国庫補助金	千円	県費の内訳			その他	合計		
	県費	千円	一般財源	特別地方	県費の合計				
			千円	千円	千円	千円	千円		

様式 3-2

設 置 の 状 況	③ 整備方針及び整備理由										
	地域の状況										
	地元同意の状況										
	児童等の状況	区分	人口	世帯数	18歳未満児童数	左の内訳					
県全体		千人	世帯	人	就学前児童(うち保育所入所児童)	小学生	中学生	高校生その他			
関連施設等	区分	児童館	児童センター	児童遊園	母親クラブ	地方こどもの国	子供科学館等				
	県全体	か所	か所	か所	か所	(名称)	(名称)				
運 営	④ 県内の児童館・児童センターとのネットワーク等										
	研修会等の実施方法等										
	設置後の運営	職員の配置		開館時間		開館日数(年間)	年間利用人員	その他			
館長(専任・兼任・なし)		常勤(専任)職員	嘱託	その他	平日	土曜日	日曜日	(時間)	日	(予定)人	
用 地 の 状 況	⑤ 用地の確保		・自己所有地 m ²		・市町村等所有地 m ²		・民有地 m ²		計 m ²		
	民有地確保の進捗状況										
	立地条件										
	財源	千円		一般財源	特別地方債	その他	予算措置				
千円		千円	千円	千円	・有 ・無(対応:)						
複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施設名	延面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先	補助事業名				
	児童厚生施設		m ²	()千円	千円	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課	児童厚生施設等整備費				
				()							
				()							
	計			()							
共用する設備(室名)											

- (添付資料)
- 今回建設予定の建物の配置図、平面図(A4版・・・二つ折等可)
 - 部屋別の用途を別紙にて添付のこと。
 - B型の場合は、上記に加え建設予定地近隣の自然環境のわかる地図等(A4版・・・二つ折等可)
 - 用地の買収及び借用の場合は、それを証明できる書類
 - 改築の場合には、老朽度調査表、写真
 - 大規模修繕の場合には、修繕理由、概要(図面等添付)、見積書、写真
 - 設備加算を協議する場合には、設備品目の内容がわかる書類(様式任意)

(記入要領) 様式2の記入要領に準ずること。

平成19年度 放課後児童クラブ室（単独設置分）整備計画協議書

優先順位	位/件						都道府県(市)名	
施設種別	1. 放課後児童クラブ室(単独設置分)				施設名			
施設建設地					工事区分	1. 創設		
設置主体				経営主体			継続・複合	継続(有・無) 複合(有・無)

① 事業費等	規模等	事業費の内訳	整備区分	国庫補助 基準額	都道府県 (指定都市・中核市) 補助予定額	国庫補助 基本額	要国庫補助額	継続事業の場合の出来高		
	構造		RC・B・W 他() 階建		千円	千円	千円	千円	平成18年度	— %
	建築面積		_____m ²	整備費					平成19年度	%
	延床面積		_____m ²	総事業費	()	/	/	/	平成20年度	%
				<寄附金等>	< >	/	/	/	計	100%
				対象経費の 実支出(予定)額	()	/	/	/		
				うち 初度設備 相当分						
			品目	対象経費の 実支出(予定)額	千円	整備状況 1. 施設と一体的 2. 施設に固定 3. 施設設計に影響 4. その他 ()				

② 財源	国庫補助金	県(市)補助金	設置者負担金					合計
			一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	計	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	都道府県(市)の予算措置状況			当初・補正(月)	設置市町村の予算措置状況			当初・補正(月)

設 置 地 域 の 状 況	③ 市町村整備方針												
	地域の状況												
	整備理由												
	地元同意の状況												
児 童 等 の 状 況	区 分	人 口	世 帯 数	児 童 数 の 状 況									
				就学前児童 (うち保育所 入所児童)	小 学 生		中 学 生	高 校 生	そ の 他	合 計 (18才未 満児童数)			
					1～3年 (うち放課後児童数)	4～6年					計		
市町村 全 体	人	世帯	()	()	人	人	人	人	人	人			
設 置 地 域			()	()									
関 連 施 設 等 の 状 況	区 分	児 童 館	児 童 セ ン タ ー	保 育 所	幼 稚 園	小 学 校	中 学 校	公 民 館	隣 保 館	母 親 ク ラ ブ	児 童 ク ラ ブ		
	市町村 全 体	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	か所	
	設 置 地 域												
④ 運 営	職 員 の 配 置			利 用 予 定 人 員			開 設 時 間			開所日数			
	放課後児童指導員 人			利用児童数 人 うち障害児 人			平日 ～ (時間) 土曜日 ～ (時間) 日祭日 ～ (時間) 夏季等休暇期間 ～ (時間)			年間 日 休所日 () () () ()			
⑤ 用 地 の 状 況	用 地 の 確 保	・ 自己所有地 m ² ・ 公社等所有地 m ² ・ 民有地 m ²			計 m ²								
	民有地確保の 進捗状況												
	立地条件												
財 源	千円		一 般 財 源	特 別 地 方 債	そ の 他	予 算 措 置							
	千円		千円	千円	千円	・有 ・無 (対応:)							
⑥ 複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施 設 名	延 面 積	工 事 費	国庫補助額	施設整備補助協議先			補 助 事 業 名				
	放課後児童クラブ室		m ² ()	() 千円	千円	厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課			児童厚生施設等整備費				
			()	()									
			()	()									
	計		()	()									
共用する設備 (室名)													

独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調

都道府県・指定都市・中核市名

(法人名)

施設名

(事業計画)

区 分	事 業 量	単 価 (㎡当たり)	事 業 費 総 額	機 構 か ら の 借 入 金
施設整備	㎡	円	円	円

資 金 計 画	○機構借入金 _____ 千円	【贈与金内訳】		
	-----	(贈与者)	(法人との関係)	(金額)
	○国庫補助金 _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市 補助金 _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
	-----	_____	_____	_____ 千円
	○都道府県・指定都市・中核市 上積補助金 _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
	○市町村補助金 _____ 千円	※贈与者…個人、後援会及び企業等		
	○贈与金 _____ 千円	【自己資金内訳】		
	○共募配分金 _____ 千円	(提供者)	(法人との関係)	(金額)
	○自己資金 _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
	○その他 () _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
	○その他 () _____ 千円	_____	_____	_____ 千円
○その他 () _____ 千円	_____	_____	_____ 千円	
計 (総事業費) _____ 千円	※提供者…個人、後援会及び企業等			

償 還 計 画	年償還 初年度償還額 _____ 円 (別途年次償還計画表を作成すること。)
---------	--

担 保	区 分		面 積	評 価 額	残 債 額	所 有 者
	土 敷 地		㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
地	その他		㎡	千円	千円	法人・第三者 ()
建 物		㎡	千円	千円	法人・第三者 ()	
借入限度額	(評価額 _____ 千円 - 残債額 _____ 千円) × 70% = _____ 千円					

保 証 人	□社会福祉振興・試験センター債務保証を利用						
	□個人保証	氏 名	年 齢	職 業	法人との関係	年 収	正 味 資 産

(注) 資金計画欄の金額について、2か年事業の場合はその全体額を記入すること。

(添付資料)

1. 別表「借入金償還計画等一覧表」、又は独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写し。(様式6「社会福祉法人調書」に添付した場合は省略可)
2. 償還財源確認書類(贈与契約書、贈与予定者の前年の課税証明書(預貯金を償還財源とする場合は、残高証明書を添付)、印鑑登録証明書)。
3. その他参考となる資料があれば、添付すること。

「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」留意事項 (主な融資チェックポイント)

【「資金計画」について】

1. 寄付金が確実に充当されるかどうか。
(例) ・ 一個人及び一法人で多額 (10,000千円以上) の寄付を行う場合。
 - ・ 土地を売却して寄付金に充てる場合。
 - ・ 後援会等による寄付の場合。(強制寄付になっていないか。)
2. 創設法人の場合、法人認可後一週間以内に贈与されることとなっているか。

【「償還計画」について】

1. 償還者の負担額が、生活に無理のない範囲であること。(課税所得の1/4以内を目安)
2. 償還者が既往借入の償還も兼ねている場合、それを含めて返済可能かどうか。
3. 償還者に役員(原則として、理事長)が入っていること。
4. 償還贈与者の承継者が確実なこと。承継者は、原則として60歳未満であること。
5. 協力法人が償還にあたる場合、財務内容(過去2年間)に問題はないか。(欠損が生じていないか。)
6. 後援会寄付による場合、過去の実績を鑑みて無理のない計画となっているか。(強制寄付になっていないか。)

【「担保」について】

1. 担保物件の残存評価額の合計が、借入申込額の1.43倍以上(借入申込限度額は、担保評価額の70%の範囲内)であること。
2. 貸付対象施設の敷地は、必ず担保提供されること。(公有地を除く。)
3. 借地の場合でも担保提供されること。(公有地を除く。)
4. 先順位に機構以外の抵当権が設定済の場合、順位変更が確実であること。
5. 医療法人が担保提供する場合、主管部局の承認が得られていること。

【「保証人について」】

1. 試験センター債務保証を利用することができる場合は、借入申込額が5億円以内(一法人)であること。なお、この場合、連帯保証人は必要ないこと。
2. 保証人が2名以上立てられていること。
3. 理事長は、原則として保証人となっていること。
4. 理事長以外の保証人は、70才以下であること。
5. 保証人については、償還を確実に履行するにたる所得があり、かつ、連帯保証人の正味資産の合計が借入申込額以上であること。

【その他】

1. 過去の監査等で問題があったかどうか。また、改善がなされているか。
2. 公職の候補者等(公職にある者を含む。)が、選挙区内の施設建設のための担保提供者・保証人・償還者となっていないか。
3. 土地取得費は、購入済の物件は貸付の対象とならないこと。

社会福祉法人調書

法人名		施設名		施設種別		
主たる事務所の所在地				施設所在地		
法人認可の状況	1 認可済 (年 月 厚生省第 号)			2 新設法人 (平成 年 月 日 認可予定)		
他経営施設の状況	施設種別	建設年数	補助金名	定員	現員	法人繰越金の状況 年 月末日現在 円
(福) 福利厚生センター加入の有無 1 有・無 2 (1 で無と回答した場合) 今後の加入予定の有無 有 (年 月加入予定) ・無						
役員 の 状 況						
役員	年齢	住 所	職歴 (公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務法人名
理事長					有・無	
理事 2					有・無	
理事 3					有・無	
理事 4					有・無	
理事 5					有・無	
理事 6					有・無	
理事 7					有・無	
理事 8					有・無	
理事 9					有・無	
理事 10					有・無	
監事					有・無	
監事 2					有・無	
監事 3					有・無	
評議員制の状況 有 (人) ・無 [諮 問 ・ 議 決]						
評議員	年齢	住 所	職歴 (公職を含む)	社会福祉関係歴	他法人との 役員の兼務	兼務法人名
評議員 1					有・無	
評議員 2					有・無	
評議員 3					有・無	
評議員 4					有・無	
評議員 5					有・無	
評議員 6					有・無	
評議員 7					有・無	
評議員 8					有・無	
評議員 9					有・無	
評議員 10					有・無	
評議員 11					有・無	
評議員 12					有・無	
評議員 13					有・無	
評議員 14					有・無	
評議員 15					有・無	
評議員 16					有・無	
評議員 17					有・無	
評議員 18					有・無	
評議員 19					有・無	
評議員 20					有・無	

資 産 の 状 況					
資産区分	種 類	金 額（評価額）		贈 与 者 名、贈 与 金 額 及 び 面 積	
基本財産	土 地	m ²		基本財産	m ²
	現 金	円			円
運用財産	現 金	円		運用財産	運転資金 円
	その他	m ² ・円			整備資金 円
合 計		円			
運用財産（現金）の使途				施 設 建 設 財 源	国・都道府県 補助・負担金 円
建設費充当分	円	建設費に占める割合	%		補助金 円
運 転 資 金	円				事 業 団 等 借 入 金 円
そ の 他	円	年間事業費	円		自 己 資 金 円
合 計	円				合 計 円
施設建設財源に対する寄付予定者の状況（自己資金内訳）					
寄付予定者名	年齢	職 業	年間所得又は利益（円）	寄付総額（円）	備 考
負 債 の 状 況					
	借 入 金	返済残額（円）	償 還 残 年 数	1. 既借入金、新規借入金ごとにその借入金総額を記入すること 2. 償還財源内訳及び償還計画については、別表により借入ごとに作成すること。	
既借入金関係					
新規借入金関係					
合 計					
県・市等の利子補給等の有無		有 ・ 無 （有の場合 年間負担額又は負担率 ）			
定款内容、敷地を他から借りる場合の地上権設定・賃借料・法人との関係等隣接地権者の承諾、汚染排水、私道、農地転用許可、地役権設定者の承認及び法人・施設名称に個人名を使用等問題はないか。					
その他県担当者の意見、問題の有無等の参考事項					

(記入上の注意事項)

1. 施設長予定者は、役員欄の理事の番号に○印を付し、社会福祉関係歴欄の右端に資格の有無を記入すること。
2. 職歴は、事業種類、事業所名及び役職を記入すること。
3. 役員及び評議員が他の社会福祉法人の役員等と兼務している場合は、兼務法人名及び役職を記入することとする。
4. 建物を運用財産としている場合には、「運用財産」の「その他」に必ず記入し、その理由書を添付すること。

(添付資料)

1. 法人役員履歴書（評議員についても同様）
2. 借入金償還計画等一覧表（別紙様式5「独立行政法人福祉医療機構に対する償還計画等調」の別紙の様式を使用：借入先ごとに作成すること）。ただし、独立行政法人福祉医療機構からの借入分については、独立行政法人福祉医療機構への借入申込書の添付書類「借入金償還計画表」及び「借入金償還財源内訳」の写しで可。
3. 予算書及び決算書
4. その他参考となる資料があれば、添付すること。

法人審査結果報告書

都道府県市名 _____

1. 法人名 _____ (既存 / 新設)

(1) 新設法人について

- ・ 社会福祉法人審査基準（「社会福祉法人の認可について」（平成12年12月1日障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号）の別紙1）に照らし、法人設立の条件は整っているか。

適 / 否 / 審査中

(2) 既設法人について

- ・ 法人運営、理事会機能、指導監査結果等、法人及び施設の運営について問題なしと認められるか。

適 / 否 / 審査中

2. 法人の経営施設及び今回の整備計画について

No.	施設種別	施設名称	今回整備	整備区分
1			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	
			<input type="checkbox"/> 有 / <input type="checkbox"/> 無	

(1) 県外施設の有無 有 / 無

該当施設： 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____

その必要性について 適 / 否 / 審査中

適否の理由 (_____)

(2) 県内複数か所の設置 有 / 無

施設の所在地： 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____
 : 上記 No. _____、所在地 _____

その必要性について 適 / 否 / 審査中

適否の理由 (_____)

3. 法人の役員について

(1) 理事、監事、評議員の選任について

適/否/審査中

適否の理由 ()

(2) 理事長（予定者）が他の法人の理事長を兼ねる。
別法人として設立する必要性について

兼ねる/兼ねない
適/否/審査中

適否の理由 ()

4. 資金計画について

(1) 寄付行為の確実性について

適/否/審査中

- ・ 贈与契約については、契約書の写し及び寄付予定者の印鑑登録証明書等による確認を行ったか。
- ・ 寄付者の所得能力等については、所得証明書、納税証明書、預貯金の残高証明書等による確認を行ったか。

(2) 償還計画の確実性について

適/否/審査中

- ・ 借入金に対する償還財源等に寄付金を予定している場合について、(1)と同様の確認、特に個人の寄付については、年間の寄付額をその者の年間所得から控除した額が、社会通念上その生活を維持するに足ると認められる金額を上回っていることの確認など、を行ったか。

5. 上記1～4の中で審査中とした審査、案件について

審査案件	問題点	今後の処理方針	完結予定日

※審査が完結した時点で、再度必ず報告すること。
(完結報告があるまで国庫補助内示は一切行わないので十分に注意されたい。)

